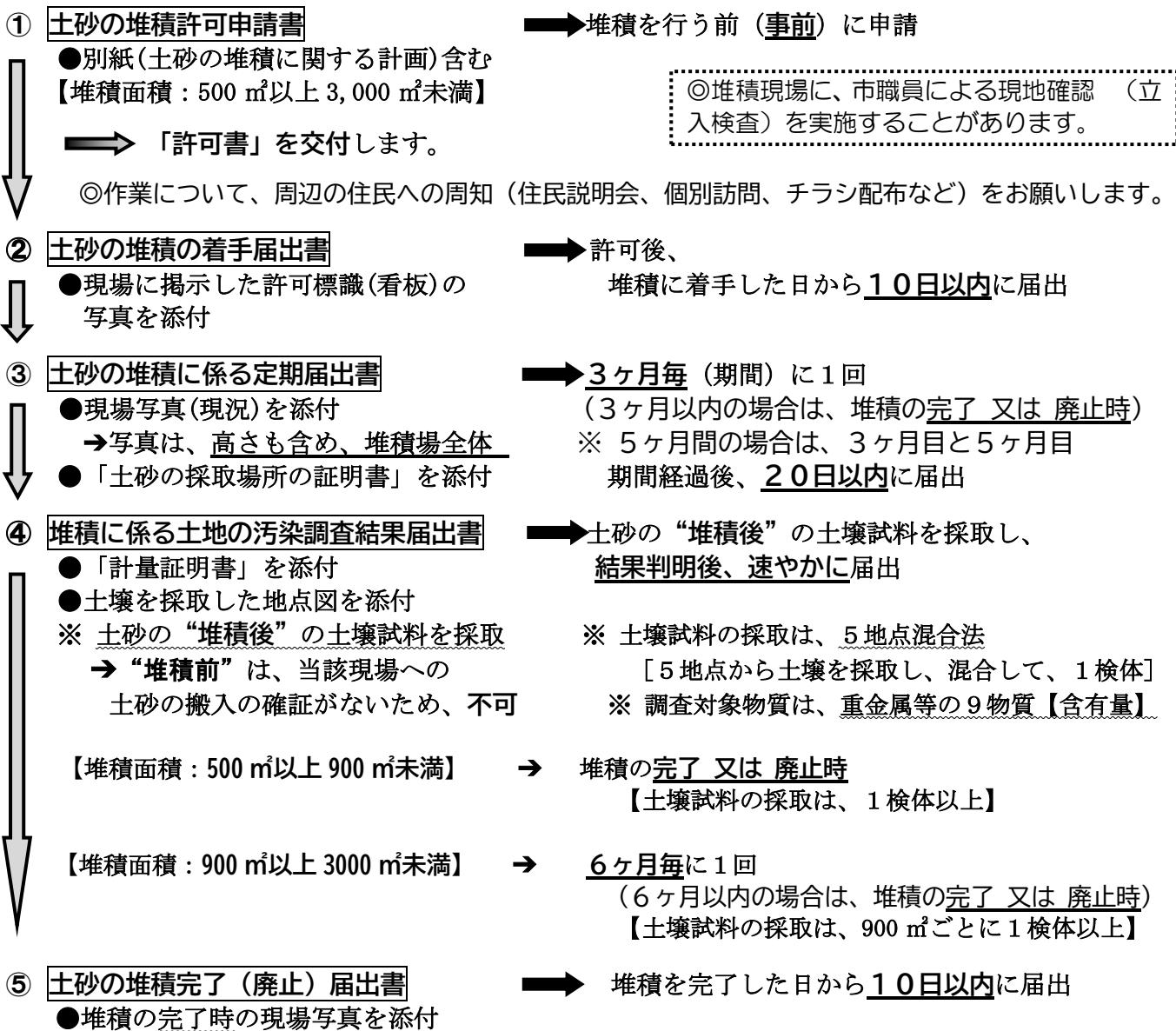


## ◆ 許可申請書など必要書類の提出順・提出期限



- ★ 敷地内の土砂のみを用いて堆積（切り盛り）を行う場合（敷地外からの土砂の搬入を伴わない場合）、土砂の堆積に係る許可申請等は「非該当」（不要）となります。
- ★ 「土砂の堆積」とは、土地の整地等の行為も含みます。また、同一事業地内において、特段の理由なく、単に堆積を分けている場合は、一体的に利用されると認められ、当該個別の土砂の堆積の面積が、合計して500 m<sup>2</sup>以上となる場合は、申請の対象となります。
- ★ ストックヤード等において、許可の期間（原則2年間）を越えて、引き続きストックヤード等として利用したい場合には、改めて、許可申請の手続きが必要になります。
- ★ ストックヤード等において、月間500 m<sup>3</sup>以上の土砂の排出をする場合は埼玉県に届出が必要になります。当課に届出の義務はありませんが、定期報告書の提出時に参考資料として、埼玉県に提出した排出の届出の写しを提出してもらう場合があります。
- ★ ストックヤード等において、月間500 m<sup>3</sup>以上の土砂の排出をしておらず、埼玉県への届出が不要な場合は、土砂の排出先に関する資料等の提出をしてもらう場合があります。

■ 都市計画法第29条第1項等(施行規則第4条)の他法令により届出・許可を取得した場合  
【許可制 → 届出制】

◎ 許可等の処分等に基づく土砂の堆積の届出書

→ 堆積を行う前（事前）に届出

- 土砂の堆積に係る土地の位置図を添付
- 他法令(都市計画法など)の許可書などの写しを添付

- 土砂の堆積の着手届出届
- 土砂の堆積に係る定期届出書
- 堆積に係る土地の汚染調査結果届出書
- 土砂の堆積の完了(廃止)届出書



については、届出の必要なし

★ 敷地内の土砂のみを用いて堆積(切り盛り)を行う場合(敷地外からの土砂の搬入を伴わない場合)、  
土砂の堆積に係る許可申請等は「非該当」(不要)となります。

★ 「土砂の堆積」とは、土地の整地等の行為も含みます。また、同一事業地内において、特段の理由なく、  
単に堆積を分けている場合は、一体的に利用されると認められ、当該個別の土砂の堆積の面積が、合計して  
500m<sup>2</sup>以上となる場合は、申請の対象となります。